

諮問庁：独立行政法人造幣局

諮問日：令和4年6月23日（令和4年（独情）諮問第43号）

答申日：令和5年2月20日（令和4年度（独情）答申第58号）

事件名：特定完結番号に係る造幣局理事長決裁文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、別紙の2に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和4年5月9日付け造本第0509020号により独立行政法人造幣局（以下「造幣局」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

行政機関の保有する情報の公開に関する法律1条には「もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする。」とある。しかし今回の開示文書は不開示箇所があるためにこの目的を達していない。

仮に不開示決定を認めるにしても、その不開示箇所は必要最小限度に止めるべきである。これまでの私の公開請求に対する、造幣局の決定は不開示箇所を含めおおむね理解できた。しかるに今回は不開示理由（2）を理由としてほぼ全文を不開示にしていることから、上記の目的を全く達していないことに加え、造幣局の恣意的な条文解釈のもと、必要以上に不開示範囲を広くとった（疑わしきは全て不開示）決定をした疑いが拭えない。不開示理由（1）も同様である。

さらに公開文書は、案件名すら部分不開示であるため、そもそもこの文書が何を目的に作成したものなのかすら、私に分からないようにしており、余りに理不尽である。そもそも案件名は、行政機関であれば行政

文書ファイル管理簿（e-Govに掲載）で検索できるよう不開示箇所がない案件名にすることが求められるはず。独立行政法人でも同じ基準で運用することが求められると考える。

（2）意見書

本案件は公開された箇所が余りにも少ない。そのため、諮問庁としての考え方に対して、私が意見を述べる材料が与えられていない。そのため諮問庁の原処分が適切であるのか否か、情報公開・個人情報保護審査会の事務局及び委員が直接、黒塗りしていない原本を閲覧したうえで、適切な判断を下してほしい。決して事務局による諮問庁へのヒヤリングのみで判断を下さないよう切に希望する。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

（1）令和4年4月6日付（同月8日受付）で、法4条1項の規定に基づき、審査請求人から処分庁に対し、以下について開示請求が行われた（審査請求人からは、「保有個人情報開示請求書」の様式で送付されたが、請求内容に照らし、処分庁において法4条1項に基づく開示請求として受理。）。

【開示請求の内容】

特定年月日付け特定番号文書の文書不開示決定通知書に記載された「2 不開示とした理由」にしている「上記1に記載のものに該当する可能性がある文書」全て

（2）これに対して、処分庁は、法9条1項の規定に基づき、令和4年5月9日付造本第0509020号により、一部開示決定（原処分）を行った。

（3）この原処分に対し、令和4年6月1日付（同月3日受付）で、行政不服審査法（平成26年法律第68号）2条に基づき、審査請求が行われたものである。

2 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、審査請求書の記載によると上記第2のとおりである。

3 諮問庁としての考え方

（1）本件開示文書の特定

処分庁は、上記1（1）の開示請求について、「造幣局理事長決裁文書（平成28年8月4日付完結番号0804014号）」及び「造幣局理事長決裁文書（平成28年8月23日付完結番号0823014号）」（本件対象文書）を特定し、原処分を行った。

（2）原処分について

本件対象文書については、以下の理由により部分開示とする決定を行

った。

ア 「造幣局理事長決裁文書（平成28年8月4日付完結番号0804014号）」の106枚目及び「造幣局理事長決裁文書（平成28年8月23日付完結番号0823014号）」の96枚目の1つ目の○の項目の4ないし6行目において不開示とした部分には、国の意思決定に関する情報が含まれており、これらの情報を公にすることにより、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあると認められ、それに加えて、当該部分には、国の機関が行う事務に関する情報が含まれており、これらの情報を公にすることにより、当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、法5条3号及び4号柱書きに基づき不開示とした。

イ 上記ア以外の不開示とした部分には、関係先との間で守秘義務が課されている情報が含まれており、これらの情報を公にすることにより、当該関係先の権利その他正当な利益を害するおそれ、契約等に係る事務に関し、造幣局の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ、及び処分庁の企業経営上の正当な利益を害するおそれがあると認められることから、法5条2号イ及びロ並びに4号ニ及びトに基づき不開示とした。

(3) 審査請求人の主張について

審査請求人は、「今回の開示文書は不開示箇所があるためにこの目的〔処分庁註：行政機関の保有する情報の公開に関する法律1条に定める目的〕を達していない」「不開示箇所は必要最小限度に止めるべきである」「ほぼ全文を不開示にしていることから、上記の目的を全く達成していないことに加え、造幣局の恣意的な条文解釈のもと、必要以上に不開示範囲を広くとった（疑わしきは全て不開示）決定をした疑いが拭えない」と主張している。

しかしながら、処分庁は、法5条各号に定める不開示情報が記録されている部分（黒塗り部分）を区分して、当該部分を除いた部分につき法6条1項に基づき部分開示しているものであり、審査請求人の主張には論拠がないと考える。

また、審査請求人は「案件名すら部分不開示であるため、そもそもこの文書が何を目的に作成したものなのかすら、私に分からないようにしており、余りに理不尽である」「そもそも案件名は、行政機関であれば行政文書ファイル管理簿（e-Govに掲載）で検索できるよう不開示箇所がない案件名にすることが求められるはず。独立行政法人でも同じ基準で運用することが求められると考える」とも主張している。

しかしながら、処分庁は、審査請求人からの開示請求に対して、関係先との間で守秘義務が課されていること等を踏まえて法5条各号に基づき開示・不開示を判断しているものであり、この審査請求人の主張は、処分庁の判断に影響を及ぼすものではないと考える。

4 結語

以上のことから、処分庁が法9条1項の規定に基づき行った原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものとする。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和4年6月23日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年7月13日 審議
- ④ 同月25日 審査請求人から意見書を收受
- ⑤ 令和5年1月12日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 同年2月13日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、その一部を法5条2号イ及びロ、3号並びに4号柱書き、ニ及びトに該当するとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は、不開示部分の開示を求めているところ、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示部分の不開示情報該当性について

本件対象文書（文書1及び文書2）はともに、決裁回付用紙、起案の趣旨を記載した文書、別紙1及び2並びに参考資料1ないし3で構成され、本件対象文書のうち、決裁回付用紙、起案の趣旨を記載した文書、別紙2及び参考資料2の一部並びに別紙1、参考資料1及び3の全てが不開示とされていると認められる。

(1) 法5条3号及び4号柱書きに該当するとして不開示とした部分（以下「不開示部分1」という。）について

ア 不開示部分1について、諮問庁は理由説明書（上記第3の3（2）

ア）において、国の意思決定に関する情報及び国の機関が行う事務に関する情報が含まれており、法5条3号及び4号柱書きに該当する旨説明する。

イ 当審査会において、不開示部分1を見分したところ、諮問庁の説明にあるとおり、国の意思決定及び国の機関が行う事務に関する情報に係る記載が認められるものの、当該情報は、原処分時点において公表

されている情報と実質的に同一のものと認められる。また、その記載内容に鑑みれば、造幣局が作成した本件対象文書に当該記載があることは、至極当然であると認められる。よって、これを公にしても、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ及び国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

ウ したがって、不開示部分 1 は法 5 条 3 号及び 4 号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(2) 不開示部分 1 以外の部分について

ア 当審査会事務局職員をして確認させたところ、諮問庁は、当該部分は特定事案に係る情報であり、その全てが関係先との間で守秘義務が課されていると解される情報である旨説明する。

イ 他方で、造幣局が行った特定事案の案件名については、造幣局ウェブサイトに掲載されている特定公表資料に記載されていると認められることから、当審査会事務局職員をして改めて確認させたところ、諮問庁はおおむね以下のとおり説明する。

特定公表資料は、毎年度、公表している資料であり、特定事案があったことについては、諸状況により当該資料に記載せざるを得なかったものである。本来であれば、公表前に関係先に連絡・相談する必要があったものの、造幣局内の情報共有が不十分であったため、事後的に関係先へ説明することとなった経緯がある。なお、特定公表資料の性質等に鑑み、特定事案が記載されている公表済みの当該資料について、訂正や補足等を行わないこととなっている。

ウ 以下、検討する。

(ア) 標記部分のうち、文書 1 及び文書 2 の決裁回付用紙の案件名欄に係る不開示部分（以下「不開示部分 2」という。）を公にすると、本件対象文書は特定事案に係る決裁文書であることが明らかになると認められる。

諮問庁は、上記アにおいて、特定事案に係る情報は、守秘義務が課されている旨説明するが、上記イを踏まえれば、造幣局ウェブサイトにおいて、特定事案の案件名を掲載していることについて、関係先も知るところと考えられる。

そうすると、関係先との間で守秘義務が課されていることを前提に、特定事案に係る情報の全てを不開示とすべきとする諮問庁の説明は是認し難く、既に公にされている情報と実質的に同一のものと認められる不開示部分 2 については、これを公にしても、関係先の権利その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、公に

しないとの条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であるとも、契約等に係る事務に関し、造幣局の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ及び造幣局の企業経営上の正当な利益を害するおそれがあるとも認められない。

したがって、不開示部分2は法5条2号イ及びロ並びに4号ニ及びトのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(イ) また、これに伴い、別紙の2(3)に掲げる部分は、特定事案に当たって造幣局が行う当然の事務及び内部事務又は既に公になっている情報と実質的に同一の情報に関する記載がされた部分であると認められ、特定事案に固有の内容の記載は認められず、このような記載についてまで関係先との間で守秘義務が課されているとは認め難く、不開示部分2と同様に、法5条2号イ及びロ並びに4号ニ及びトのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(ウ) その余の部分については、守秘義務が課されているとする上記アの諮問庁の説明を否定し難く、当該部分を公にすることにより、造幣局の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は法5条4号ニに該当し、同条2号イ及びロ並びに4号トについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条2号イ及びロ、3号並びに4号柱書き、ニ及びトに該当するとして不開示とした決定については、別紙の2に掲げる部分を除く部分は、同号ニに該当すると認められるので、同条2号イ及びロ並びに4号トについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であるが、別紙の2に掲げる部分は、同条2号イ及びロ、3号並びに4号柱書き、ニ及びトのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第5部会)

委員 藤谷俊之、委員 泉本小夜子、委員 磯部 哲

別紙

1 本件対象文書

文書1 造幣局理事長決裁文書（平成28年8月4日付完結番号0804014）

文書2 造幣局理事長決裁文書（平成28年8月23日付完結番号0823014号）

2 開示すべき部分

(1) 不開示部分1

- ・法5条3号及び4号柱書きに該当するとして不開示とした部分

(2) 不開示部分2

- ・文書1及び文書2の決裁回付用紙の案件名欄に係る不開示部分

(3) 特定事案に当たって造幣局が行う当然の手續及び内部事務又は既に公になっている情報と実質的に同一の情報に関する記載がされた部分

ア 文書1

(ア) 決裁回付用紙（1頁）

- ・伺い文欄の不開示部分
- ・添付文書その他欄の不開示部分

(イ) 起案の趣旨を記載した文書（2ないし6頁）

a 2頁

- ・9行目11文字目ないし11行目24文字目の不開示部分
- ・14行目の不開示部分
- ・18行目4文字目ないし19行目
- ・20行目1文字目ないし21行目16文字目
- ・28行目
- ・36行目の不開示部分

b 5頁

- ・1行目
- ・26行目1文字目ないし30行目16文字目
- ・33行目ないし35行目

c 6頁

- ・2行目ないし4行目の不開示部分

(ウ) 別紙1（7ないし56頁）

- ・7頁の不開示部分

(エ) 別紙2（57及び58頁）

a 57頁の不開示部分

b 58頁

- ・3行目ないし7行目の不開示部分

- ・ 8行目 8文字目ないし 3 1文字目
- ・ 10行目 1 1文字目ないし 2 4文字目
- ・ 12行目 1文字目ないし 3文字目
- ・ 14行目 1文字目ないし 3文字目
- ・ 16行目 1文字目ないし 4文字目

(オ) 参考資料1 (59ないし104頁)

- ・ 59頁の不開示部分

(カ) 参考資料2 (105ないし122頁)

a 106頁

- ・ 件名の不開示部分
- ・ 1つ目の○の7行目 3 1文字目ないし 8行目
- ・ 2つ目の○の1行目の不開示部分
- ・ 2つ目の○の2行目 1 1文字目ないし 2 2文字目
- ・ 3つ目の○の1行目の不開示部分ないし 2行目 2文字目

b 107頁

- ・ 1つ目の○の6行目 2 7文字目ないし 10行目
- ・ 2つ目の○の2行目 1 9文字目ないし 3行目 1 9文字目
- ・ 3つ目の○の不開示部分全て
- ・ 4つ目の○の不開示部分

c 108頁

- ・ 2行目

d 113頁

- ・ 10行目及び 1 1行目

e 116頁

- ・ 18行目

f 118頁

- ・ 6行目

g 119頁

- ・ 10行目

h 122頁

- ・ 2行目及び 3行目
- ・ 4行目 1文字目ないし 5行目 7文字目
- ・ 8行目ないし 10行目

イ 文書2

(ア) 決裁回付用紙 (212頁)

- ・ 伺い文欄の不開示部分
- ・ 添付文書その他欄の不開示部分

(イ) 起案の趣旨を記載した文書 (213ないし 215頁)

- a 213頁
 - ・ 8行目26文字目ないし11行目24文字目の不開示部分
 - ・ 14行目及び15行目の不開示部分
 - ・ 16行目22文字目ないし30文字目
 - ・ 17行目の不開示部分ないし18行目13文字目
 - ・ 21行目11文字目ないし22行目
 - ・ 23行目1文字目ないし24行目13文字目
 - ・ 27行目
 - ・ 29行目36文字目ないし30行目の不開示部分
- b 214頁
 - ・ 31行目
- c 215頁
 - ・ 6行目1文字目ないし10行目16文字目
 - ・ 13行目ないし15行目
 - ・ 19行目ないし21行目の不開示部分
- (ウ) 別紙1 (216ないし260頁)
 - ・ 216頁の不開示部分
- (エ) 別紙2 (261及び262頁)
 - a 261頁の不開示部分
 - b 262頁
 - ・ 3行目ないし7行目の不開示部分
 - ・ 8行目8文字目ないし31文字目
 - ・ 9行目33文字目ないし10行目
 - ・ 12行目1文字目ないし3文字目
 - ・ 13行目1文字目ないし3文字目
 - ・ 15行目1文字目ないし4文字目
- (オ) 参考資料1 (263ないし305頁)
 - ・ 263頁の不開示部分
- (カ) 参考資料2 (306ないし323頁)
 - a 307頁
 - ・ 件名の不開示部分
 - ・ 1つ目の○の7行目31文字目ないし8行目
 - ・ 2つ目の○の1行目の不開示部分
 - ・ 2つ目の○の2行目11文字目ないし22文字目
 - ・ 3つ目の○の1行目の不開示部分ないし2行目2文字目
 - b 308頁
 - ・ 1つ目の○の6行目27文字目ないし10行目
 - ・ 2つ目の○の2行目19文字目ないし3行目19文字目

- ・ 3つ目の○の不開示部分全て
- ・ 4つ目の○の不開示部分
- c 309頁
 - ・ 2行目
- d 314頁
 - ・ 10行目及び11行目
- e 317頁
 - ・ 18行目
- f 319頁
 - ・ 6行目
- g 320頁
 - ・ 10行目
- h 323頁
 - ・ 2行目及び3行目
 - ・ 4行目1文字目ないし5行目7文字目
 - ・ 8行目ないし10行目

(注) 行数は、空白行はカウントしない。また、例えば「12月」は「1」，「2」及び「月」でそれぞれ1文字とし、3文字としてカウントしている。さらに、句読点や記号も1文字でカウントしている。